

○宮崎大学教育学部学校教育課程小中一貫教育コース委員会規程

平成 28 年 4 月 1 日
制 定

改正 令和 2 年 3 月 6 日

(設置)

第 1 条 宮崎大学教育学部に、学校教育課程小中一貫教育コースの円滑な運営を図るため、宮崎大学教育学部学校教育課程小中一貫教育コース委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、関連する各種委員会・組織等と連携のもとに、次の各号に掲げる事項を取り扱う。

- (1) 小中一貫教育コースの企画・運営・評価に関すること。
- (2) 小中一貫教育コースの入学者選抜に関すること。
- (3) 小中一貫教育コースへの転入・課程変更等の志願者選抜に関すること。
- (4) 小中一貫教育コースのカリキュラムの実施に関すること。
- (5) 小中一貫教育コースの学生の学修、進路及び生活指導に関すること。
- (6) 小中一貫教育コースの学生の教育予算に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教授会から選出された教授 1 人
- (2) 小中一貫教育コースの各講座から選出された教員 各 1 人
- 2 前項第 1 号の委員は、同項第 2 号委員を兼ねることができるものとする。
- 3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第 3 条第 1 項第 1 号委員をもって充て、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 委員長はコース長を兼ねる。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(合同委員会の開催)

第 7 条 委員会は、必要に応じて人間社会課程委員会との合同委員会を開催することができる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。